

第20期 定時株主総会 招集ご通知

2019年12月20日（金曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室

会場についての詳細は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

書面（議決権行使書）による議決権行使期限
2019年12月19日（木曜日）午後6時まで

目次

第20期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 （添付書類）	2
事業報告	4
連結計算書類	23
計算書類	38
連結計算書類に係る会計監査報告	47
計算書類に係る会計監査報告	48
監査役会の監査報告	49

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目6番1号
A P A M A N 株 式 会 社
代表取締役社長 大 村 浩 次

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月19日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月20日（金曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第20期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.apamanshop-hd.co.jp/>）に修正事項を掲載させていただきます。
 3. 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげは今回からご用意しておりません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役3名選任の件

現任の取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数 (2019年9月30日現在)
1	おおむらこうじ 大村浩次 (1965年6月29日)	1998年10月 アパマンショップ研究会（任意の研究会）を主催してその主要メンバーの一員となる。 1999年10月 当社設立、代表取締役社長（現任） 2005年9月 (株)アパマンショップリーシング（現商号：Apaman Property(株)）代表取締役社長 2005年12月 (株)システムソフト取締役会長 2006年4月 (株)ASNネットワーク（現商号：Apaman Network(株)）代表取締役社長 2006年7月 (株)アパマンショップネットワーク（現商号：Apaman Network(株)）代表取締役会長 2013年1月 (株)システムソフト取締役（現任） 2017年10月 Apaman Property(株)取締役会長 2018年12月 Apaman Network(株)取締役会長（現任） 2018年12月 Apaman Property(株)取締役（現任）	普通株式 4,985,460株
2	かわもりたかし 川森敬史 (1965年11月30日)	2003年10月 当社入社FC事業本部副本部長 2003年12月 当社取締役FC事業本部副本部長 2004年7月 当社取締役FC事業本部長 2004年10月 当社常務取締役（現任）FC事業本部長 2005年12月 (株)システムソフト社外監査役 2006年4月 (株)ASNネットワーク（現商号：Apaman Network(株)）取締役 2006年7月 当社常務取締役システム本部長 (株)アパマンショップネットワーク（現商号：Apaman Network(株)）代表取締役社長、 (株)アパマンショップリーシング（現商号：Apaman Property(株)）取締役リーシング事業本部長 2007年6月 (株)アパマンショップリーシング（現商号：Apaman Property(株)）常務取締役首都圏事業本部長 2018年12月 Apaman Network(株)取締役副会長（現任） 2018年12月 Apaman Property(株)取締役（現任）	普通株式 160,020株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数 (2019年9月30日現在)
3	たか 橋 裕次郎 (1950年4月29日)	1978年8月 (株)辰巳法律研究所 1990年4月 弁護士登録 1991年12月 高橋裕次郎法律事務所代表弁護士 2011年11月 弁護士法人高橋裕次郎法律事務所代表弁護 士(現任) 2014年12月 (株)システムソフト社外取締役(現任) 2016年12月 当社社外取締役(現任) 2017年3月 AppBank(株)社外監査役(現任) 2017年9月 ポーリー・プラス投資法人監督役員(現 任)	普通株式 0株

- (注) 1. 取締役候補者3名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋裕次郎氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任がご承認いただけた場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 高橋裕次郎氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
同氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての実務を通じて培われた法務に関する高度に専門的な知見を有しておられることから、当社に対して様々なご意見をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 高橋裕次郎氏の重要な兼職先は、弁護士法人高橋裕次郎法律事務所代表弁護士、(株)システムソフト社外取締役及びAppBank(株)社外監査役が該当いたします。
5. 高橋裕次郎氏の兼職先である(株)システムソフトは、当社の持分法適用関連会社であります。
6. 高橋裕次郎氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 高橋裕次郎氏の当社取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
8. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第24条第2項に設けておりますが、会社法第427条第1項に定める責任限定契約は締結しておりません。また、当該契約を締結する予定はありません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2018年10月1日から2019年9月30日まで）におけるわが国の経済は、雇用環境や所得の改善がみられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかしながら、海外の通商問題等や海外経済の不確実性等、景気の先行き感に対して、不透明な状況が見られます。

このような環境の下、当社グループは、テクノロジーを核とした革新的なサービスを提供するグローバル企業を目指し、事業セグメントを「Sharing economy事業」、「Platform事業」及び「Cloud technology事業」とし、賃貸仲介店舗数No.1を誇る「アパマンショップ」ブランドの最大限の活用や、斡旋、プロパティマネジメントで培ってまいりました入居者様、オーナー様への新たなサービス創出の強化、拡大を図ってまいりました。

また、持分法適用関連会社の株式会社システムソフトによるのれんの減損を主とした持分法による投資損失5億700万円の営業外費用の計上、2019年9月に行いました連結子会社1社、持分法適用関連会社1社の株式の譲渡による投資有価証券売却益21億200万円の特別利益の計上とともに、2018年12月16日20時30分頃に発生しました、当社連結子会社である株式会社アパマンショップリーシング北海道の運営するアパマンショップ平岸駅前店における爆発事故に関連し、特別損失11億500万円、特別利益3億100万円の計上を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高459億3400万円（前期比10.2%増）、営業利益20億5500万円（前期比26.4%増）、経常利益7億2900万円（前期比17.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2億7200万円（前連結会計年度は10億7300万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業のセグメント別業績は次のとおりであります。

① Sharing economy事業

Sharing economy事業は、主にfabbittブランドによるスタートアップ企業、ベンチャー企業とのビジネスマッチングを推進するコワーキング施設の運営と

エコシステムの提供、weparkブランドによるコインパークやシェアパークの運営、ecobikeブランドによるシェアサイクルを全国展開しております。

当連結会計年度においては、会員数増加、コンサルティングやビジネスサービス強化に努め、コワーキング施設数45ヶ所（直営施設、FC施設、出資先施設を含む／契約ベース）、コインパーキング台数は3,589台（契約ベース）、シェアサイクルは905台分（関連会社含む／契約ベース）となりました。また、営業目的投資有価証券の一部売却を行いました。

また、2019年9月に持分法適用関連会社でありました民泊運営会社である株式会社グランドウースの普通株式の一部を譲渡し、持分法適用関連会社から除外となっております。

その結果、当連結会計年度のSharing economy事業の売上高は31億65百万円（前期比140.2%増）、営業利益は3億52百万円（前連結会計年度は4億62百万円の営業損失）となりました。

② Platform事業

Platform事業は、主に、賃貸斡旋、賃貸管理に関連する莫大なデータベースに対して、データマイニングやマーケティングを実施しております。

当連結会計年度においては、M&Aなども活用し、データベースの規模の拡大に努めるとともに、研修や定期実査などの内部管理体制強化、賃貸管理・サブリースの入居率向上に努めてまいりました。管理戸数については、87,970戸となり、前期末比ではM&Aなどによって一定の増加はあったものの、オーナーチェンジなどによる解約数が増加を上回り、前期末比2,228戸減となりました。

また、2019年9月に、本事業における付帯商品の一部であり、当社連結子会社として家賃保証業務を行っていた株式会社全国賃貸保証の普通株式の全部を譲渡しております。

その結果、当連結会計年度のPlatform事業の売上高は357億46百万円（前期比7.1%増）、営業利益は18億37百万円（前期比6.9%減）となりました。

③ Cloud technology事業

Cloud technology事業は、主にFC加盟企業に対して、AI、RPA（Robotic Process Automation）、IoTの商品やサービスを提供し、クラウド利用やITサービスが増加しました。

その結果、当連結会計年度のCloud technology事業の売上高は80億67百万円（前期比10.0%増）、営業利益は12億63百万円（前期比10.1%増）となりました。

④ その他事業

その他事業は、主に不動産賃貸業や商業施設の運営管理業務を行っております。

本事業におきましては、当連結会計年度においても保有不動産の売却を行うなど、従前に引き続き、当該業務規模は縮小しております。

その結果、当連結会計年度のその他事業の売上高は5億11百万円（前期比48.0%減）、営業損失は3億98百万円（前連結会計年度は3億45百万円の営業損失）となりました。

事業区分	売上高
Sharing economy事業	3,165百万円
Platform事業	35,746百万円
Cloud technology事業	8,067百万円
その他事業	511百万円

(2) 資金調達等の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と総額10億円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はございません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額で12億39百万円であります。これは主に、Cloud technology事業におけるアパマンショップオペレーションシステム(AOS)等の基幹システムの改修費用、Sharing economy事業におけるfabbit拠点の新設費用、Platform事業における賃貸斡旋直営店の改装費用であります。また、2019年9月に福岡県北九州市にある賃貸不動産の土地、建物等を売却しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

- ① 連結子会社のwepark(株)と(株)エイエス・サンプルは、2018年12月1日を効力発生日として、wepark(株)を存続会社とする吸収合併を行いました。
- ② 連結子会社の(株)アメニティーハウスと総合不動産ライフ通信(有)は、2019年1月1日を効力発生日として、(株)アメニティーハウスを存続会社とする吸収合併を行いました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ① 当社は、2018年10月1日付で、完全子会社のRE-Standard(株)を設立いたしました。
- ② 連結子会社のApaman Property(株)は、2018年10月1日付でファーストリビング(株)の全株式を取得し、完全子会社といたしました。
- ③ 連結子会社のApaman Property(株)は、2018年10月30日付で(株)アパートセンターの全株式を取得し、同社及びその完全子会社の(株)岐阜賃貸保証の経営権を取得いたしました。
- ④ 連結子会社のApaman Network(株)は、2018年12月4日付で、完全子会社のMi LIFE(株)を設立いたしました。
- ⑤ 当社は、2018年12月31日付でecobike(株)の株式の一部を譲渡したため、同社は連結子会社から持分法適用関連会社へ変更となりました。
- ⑥ 当社は、2019年9月27日付で(株)全国賃貸保証の全株式を譲渡し、(株)全国賃貸保証は連結子会社から除外となりました。
- ⑦ 連結子会社のApaman Property(株)は、2019年9月30日付で同社が保有する(株)グラドゥースの株式の一部を譲渡いたしました。これにより、(株)グラドゥースは持分法適用の範囲から除外となりました。
- ⑧ 連結子会社のApaman Property(株)は、2019年9月30日付でレンタルハウス(株)の自己株式を除く全株式を取得し、同社並びにその子会社の(株)A S K及びレンタル保証システム(株)の経営権を取得いたしました。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	第17期 (2016年9月期)	第18期 (2017年9月期)	第19期 (2018年9月期)	第20期 [当連結会計年度] (2019年9月期)
売上高 (百万円)	37,383	40,262	41,682	45,934
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,653	1,300	△1,073	272
1株当たり当期純利益 (円)	113.69	76.83	△60.30	15.31
総資産 (百万円)	42,291	43,646	35,545	33,929
純資産 (百万円)	4,087	6,023	4,546	4,861

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり当期純利益の△での金額表示は、損失を意味しております。
3. 第18期における純資産の額の対前期比の増加は、主に利益剰余金の増加等によるものであります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Apaman Property(株)	100百万円	99.0%	Platform事業における賃貸管理業務 他
Apaman Network(株)	100百万円	99.0%	Cloud technology事業におけるシステム提供業務 他

- ③ 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

当社は、主要セグメントを「Sharing economy事業」、「Platform事業」、「Cloud technology事業」とし、テクノロジーを核とした革新的なサービスの提供を推進しております。

「Sharing economy事業」は、fabbittブランドによる、スタートアップ企業、ベンチャー企業とのビジネスマッチングを推進するコワーキング施設の運営とエコシステムの提供、weparkブランドによるコインパークやシェアパークの運営及びecobikeブランドによるシェアサイクルを拡大いたします。

「Platform事業」は、AIやRPA (Robotic Process Automation)などをさらに活用し、現業の生産性向上に加え、管理受託部門の強化等により管理戸数増加に努めてまいります。

「Cloud technology事業」は、主にFC加盟企業に対して、AI、RPA (Robotic Process Automation)、IoTの商品やサービスの提供を推進してまいります。

(11) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

事業区分	事業の内容
Sharing economy事業	コワーキングスペース「fabbitt」の運営及びコインパーキング、シェアパーキング等の駐車場の運営
Platform事業	賃貸管理業務、サブリース業務及び賃貸斡旋を直営店で展開する賃貸斡旋業務
Cloud technology事業	フランチャイズで展開するFC店に対して、システム提供を行う事業
その他事業	不動産の賃貸、商業施設の運営

(12) 主要な営業所 (2019年9月30日現在)

APAMAN(株)	本社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
Apaman Property(株)	本社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
	支社	北海道札幌市、宮城県仙台市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、福岡県福岡市
	支店	大阪府岸和田市、兵庫県神戸市
	営業所	静岡県浜松市
Apaman Network(株)	本社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
	支店	北海道札幌市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、福岡県福岡市

(注) 主要な工場はありません。

(13) 使用人の状況 (2019年9月30日現在)

事業区分	使用人数
Sharing economy事業	48名
Platform事業	794名
Cloud technology事業	133名
その他事業	21名
全社（共通）	51名
合計	1,047名（前連結会計年度末比 104名減）

- (注) 1. 使用人数には、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
 2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(14) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

借入先	借入額
(株) 三井住友銀行	4,741百万円
(株) 西日本シティ銀行	2,578百万円
(株) 新生銀行	2,250百万円
(株) 千葉銀行	1,750百万円
(株) りそな銀行	1,312百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 2019年10月1日を効力発生日とする吸収分割により、連結子会社の3L entrance(株)のレンタルオフィスの運営に係る事業を、連結子会社のfabbit(株)が承継いたしました。
- ② 連結子会社のApaman Network(株)と(株)あるあるCityは、2019年10月1日を効力発生日として、Apaman Network(株)を存続会社とする吸収合併を行いました。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年9月30日現在)

- | | | |
|----------------|------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 41,350,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 18,278,060株 |
| (3) 株主数 | 普通株式 | 7,725名 |
| (4) 大株主 (普通株式) | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 村 浩 次	4,985,460 ^株	28.01 [%]
NPBN I/F 3D OPP. MASTER FUND	1,429,800	8.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,352,200	7.60
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	1,213,485	6.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	891,550	5.01
三光ソフランホールディングス株式会社	847,890	4.76
株式会社ポエムホールディングス	647,790	3.64
A P A M A N 取引先持株会	355,120	2.00
ジャパンバストレスキューシステム株式会社	305,960	1.72
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	282,100	1.59

(注) 1. 自己株式 (普通株式480,087株) を除く、大株主上位10名を記載いたしております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (普通株式480,087株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年9月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大村浩次	代表取締役社長	Apaman Network(株)取締役会長 Apaman Property(株)取締役 (株)システムソフト取締役
川森敬史	常務取締役	Apaman Network(株)取締役副会長 Apaman Property(株)取締役
高橋裕次郎	取締役（社外）	弁護士法人高橋裕次郎法律事務所代表弁護士 (株)システムソフト社外取締役 AppBank(株)社外監査役
山崎孝昭	常勤監査役	
有保誠	監査役（社外）	三光ソフラン(株)常務取締役
山田毅志	監査役（社外）	(株)タクトコンサルティング取締役 税理士法人タクトコンサルティング代表社員 (株)博展社外監査役 (株)シーアールイー社外取締役

- (注) 1. 監査役山田毅志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 当社は、取締役高橋裕次郎氏及び監査役山田毅志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、会社法第427条第1項に定める責任限定契約は締結していません。

(2) 当事業年度中において退任した会社役員又は解任された会社役員の状況

2018年12月21日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、監査役瀧ノ上邦晶氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額	適 用
取 締 役	3名	123百万円	2005年12月21日開催の第6期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内との決議をいただいております。
監 査 役	4名	11百万円	
合 計	7名	135百万円	

- (注) 1. 社外取締役1名及び社外監査役2名に対する報酬等の額は、合計10百万円であり、上記報酬等の額に含まれております。
2. 取締役に関する個別の報酬等の額の決定は、取締役会において審議・承認されております。また、監査役に関する個別の報酬等の額の決定は、監査役の協議により決定されております。
3. 上記監査役の報酬等の額には、2018年12月21日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した1名分を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- イ. 取締役高橋裕次郎氏の重要な兼職先である(株)システムソフトは、当社の持分法適用関連会社であります。その他の同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ロ. 監査役有保誠氏の重要な兼職先である三光ソフラン(株)は、当社株式の4.76%を保有する大株主である三光ソフランホールディングス(株)の子会社であります。
- ハ. 監査役山田毅志氏の重要な兼職先である税理士法人タクトコンサルティングは、当社連結子会社のApaman Property(株)との間に顧問契約の取引関係があります。その他の同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分及び氏名	主な活動状況
取締役 高橋裕次郎	当事業年度中に開催された取締役会に20回中20回出席し、弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、独立した立場から当社経営を適切に監督するとともに、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 有保誠	当事業年度中に開催された取締役会に20回中20回出席し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度中に開催された監査役会に4回中4回出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 山田毅志	当事業年度中に開催された取締役会に20回中19回出席し、主に公認会計士として財務・会計等の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度中に開催された監査役会に4回中4回出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。

イ. 社外役員の意見による当社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定の変更
該当事項はありません。

ロ. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。

④ 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

⑤ 当社の子会社から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員についての会社法施行規則第124条第1項第1号から第7号に掲げる事項の内容に対しての意見
該当事項はありません。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務状況も含む）及び報酬見積り等の算定根拠等が適切であるかについて確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があるとき等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結することができる旨を定款で定めておりません。

(7) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

(8) その他

会社法施行規則第126条第5号、第6号及び第9号については、該当する事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制
 - イ. 持株会社体制下の親会社である当社におきましては、当社及びグループ子会社の取締役の職務の執行の適法性を確保するための体制として、コンプライアンス体制の強化を企図して、社外取締役及び複数の専門性を有する社外監査役を選任し、併せて取締役会規程、グループ経営会議規程、職務権限規程（決裁権限表を含む）、業務分掌規程及び関係会社管理規程等を策定し、連結子会社においても、それらの規程類を準用して、適正かつ適法に整備・運用しております。
 - ロ. 当社グループでは、当社及び主要なグループ子会社の取締役及び副本部長以上の使用人によって構成されるグループ経営会議を設置しており、グループ全体で相互に重要な情報を共有することによって、グループ全体の業務の適法性・適正性を確保する体制としております。
 - ハ. 当社グループでは、当社及び主要なグループ子会社の役職員から選任されたコンプライアンス委員によって構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、当社及び主要なグループ子会社におけるコンプライアンスに関する重要な事実を共有することによって、グループ全体における法令遵守及び業務の適正を確保する体制としております。
- ニ. 当社及びグループ子会社は、グループ全体の経営理念、経営方針、当社及びグループ子会社の取締役及び使用人が遵守すべき具体的な行動基準等を定めたコンプライアンス・マニュアルを策定し、当社及びグループ子会社において周知徹底しております。

- ホ. 当社では、当社グループにおける法令違反、社内規則違反等を早期に把握、解決するために、社内及び社外にコンプライアンス・ヘルプラインを設置し、当社及びグループ子会社における法令違反、社内規則違反等について内部通報を受ける体制としております。
- ハ. 当社及びグループ子会社では、定期的に社員研修を行うことを通じて、法令遵守の重要性を周知するとともに、コンプライアンス意識の醸成を図っております。
- ト. 当社では、当社及びグループ子会社の業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及びグループ子会社における業務プロセスを詳細に調査、監査及びモニタリングを実行することにより、財務報告に係る内部統制の整備・運用面も含めた内部監査が実施・実践されており、万一、当社及びグループ子会社の使用人の職務執行においてコンプライアンス違反等が存在した場合にも、再発防止策・改善策が適時・適切に実施される体制としております。
- チ. また、当社及びグループ子会社では、反社会的勢力への対応についてもコンプライアンスの一環として取り組んでおり、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、主要な契約書類、取引書面等々において、暴排条項―反社会的勢力排除に関する条項―を記載して施策の徹底を図っております。
- ② 当社及び主要なグループ子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 当社及び主要なグループ子会社は、情報の保存管理体制に関連する情報・手続等を共有しており、主要なグループ子会社を含めた共通の電子稟議制度及び稟議規程、文書管理規程、個人情報管理規程並びに情報管理規程等に準拠して情報の保存及び管理を行っており、当該規程は、当社及び主要なグループ子会社の全役職員が閲覧でき、周知徹底できるように対応しております。
- ロ. 一方、当社及び主要なグループ子会社の株主総会、取締役会及びグループ経営会議等の主要な会議の議事録及び関連書類並びに計算書類等の法定書類及び稟議その他重要書類等は、関連資料とともに関連法令又は規程に定められた期間にて、保存・管理しております。
- ③ 当社及びグループ子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社及びグループ子会社では、リスク管理体制の基底となるリスク管理規程及びリスク管理実施要領を定め、更に当社及びグループ子会社の情報セキュリティを保全すべく情報セキュリティ基本方針及びその他ITに係る要領等を定め、これらの規程類に依拠したリスク管理体制の構築を推進しております。

- ロ. 当社グループでは、当社及び主要なグループ子会社の役職員から選任されたリスク管理委員によって構成されるリスク管理委員会を設置しており、当社及び主要なグループ子会社のリスクについて、主要な連結子会社におけるリスクとR.C.M.対象業務及び統制機能を主要業務フロー別に作表化したR.C.M.（リスク・コントロール・マトリクス）を作成して、リスクを把握、管理する体制としております。
- ハ. 当社及びグループ子会社においての主要なリスクとしては、1) 直接又は間接に経済的な損失をもたらす事象、2) 事業の継続を中断・停止させる事象、3) 信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性等を想定しております。また、当社及びグループ子会社の各部署・部門においては、事業目的に関連した経営に重大な影響をもたらす可能性があるリスクを具体的に識別するため、「リスク・リスト」を策定しております。
- 二. 当社及びグループ子会社のリスク管理上、特に重大な危機・緊急事態等の不測の事態が発生した場合には、危機（緊急事態）管理規程に基づき、社長を最高責任者（本部長）とする緊急時対策本部を設置し、損害の拡大防止並びに危機（緊急事態）の収束に向けて社内外からの専門的なノウハウ・機能及び有識者等を集約して、継続的に適切かつ迅速な措置を実施するための体制を構築いたします。
- ④ 当社の取締役及びグループ子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社の代表取締役及び取締役は、大半のグループ子会社の代表取締役社長を兼任することとしており、一部のグループ子会社におきましては、同社の取締役又は監査役を兼任することとしております。これにより、グループ子会社を含めた持株会社体制の全体的な統合性、統一性等の面において、グループ全体で、整合性及び共通性のある各種の規程類に準拠した取締役等の職務の執行が行われることとしております。
- ロ. 当社グループでは、当社及びグループ子会社における効率的・合理的な経営計画や事業計画の策定・推進、重要な情報の共有・活用を図るために、当社及び主要なグループ子会社の取締役及び副本部長以上の使用人をもって構成するグループ経営会議を活用しており、各グループ会社間の相乗効果によって、事業の拡充・協調等がなされる体制を構築しております。
- ハ. 当社及び主要なグループ子会社では、グループ全体で効率的な会計処理を実施するため、グループ共通の会計管理システムを導入しております。また、当社は、グループ全体の資金調達の効率化のため、グループ会社間の融資等のグループファイナンスを実施しております。

- 二. 当社は、グループ子会社における兼任取締役の職務執行の効率化を図るべく、子会社における執行役員制度を設けて、取締役の経営監督機能と業務執行機能の役割分担を明確化し、取締役の職務執行が効率的に、かつ効果的に実施されるための体制（態勢）を整備・運用しております。
- ⑤ グループ子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 当社グループでは、当社及び主要なグループ子会社の取締役及び副本部長以上の社員が参加するグループ経営会議において、グループ全体で相互に重要な情報を共有することとしております。これにより適時にグループ子会社の業務執行に係る事項が当社に報告される体制としており、これらが企業集団の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためのコーポレートガバナンスに有効な手段の一つと考えております。
- ロ. 当社では、関係会社管理規程を定め、グループ子会社における一定の重要な意思決定に係る事項については、事前に当社の取締役会、担当取締役及び担当部門に承認を求め、又は報告することを義務付けております。
- ハ. 当社では、当社の内部統制推進部門及び内部監査部門による企業集団の内部統制の再検証、その運用状況の監視・牽制機能の拡充及び改善勧告等により連結内部統制の適切な整備・運用を推進することで、統一性のある内部統制システムの構築を期して、企業集団におけるコンプライアンス体制及び内部統制の強化による業務の適正化を図るべく鋭意、推進しております。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、その人数、要件、期間及び事由を勘案し、速やかに適任者を配置することで対応いたします。
- ロ. 当該使用人の当社取締役からの独立性を強化するとともに、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人が監査役の補助業務に従事する際には、監査役の指揮命令に従うものといたします。また、当該使用人の業績考課、人事異動、賞罰等については、事前に監査役の同意を得るものといたします。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人又はグループ子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 各月1回以上、定期的開催される当社取締役会には、当社の監査役も出席し、取締

- 役会での報告・審議・決裁事項等を取締役と共有し、共通認識としております。
- ロ. 毎週開催されるグループ経営会議についても、当社の常勤監査役に対して事前に議題・議案を通知しており、当該監査役がその必要性を認めた場合には、グループ経営会議に出席することとしております。また、グループ経営会議の議事内容については、グループ経営会議の開催後、速やかに議事録を作成の上、当社の監査役も議事録等を検閲することで情報を共有することとしております。
- ハ. 更に、定期的で開催されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会には、当社の監査役も出席し、当社及び主要なグループ子会社のコンプライアンスに関する重要な事実や、リスク管理体制等に関する事項について、報告を受けることとしております。
- ニ. 当社の監査役は、当社及び主要なグループ子会社間で共有の電子稟議システムにより、個々の電子稟議を検閲して、グループ全体の業務執行をチェック・監視する責務と機能を有しております。
- ホ. 当社の監査役は、重要な子会社の監査役を兼任することとしており、その他の子会社についても、グループ経営会議やコンプライアンス委員会等を通じて、必要な報告を受けることにより、グループ全体の業務執行をチェック・監視できる体制としております。
- ヘ. 内部監査部門が監査により知り得た、当社及びグループ子会社に関する重要な情報や内部監査報告書は、内部監査規程に基づき、確実に当社の監査役に報告される体制としております。
- ト. 当社は、社内及び社外にコンプライアンス・ヘルプラインを設置し、当社及びグループ子会社における法令違反、社内規則違反等について内部通報を受けることとしており、通報内容については速やかに当社の監査役に報告される体制としております。
- チ. 当社は、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことをコンプライアンス・ヘルプライン細則において禁止し、その旨を当社及びグループ子会社において周知徹底するものとしております。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに所定の手続に従い、これに応じるものとしております。

- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役監査の実務面において、当社及びグループ子会社の全業務部門は、監査役の要請に応じて当該被監査部門の使用人等が、関連する資料の説明・作成・編集等の監査実務の補助を行っております。また、内部統制推進部門及び内部監査部門の要員も監査役の要請により、監査役の監査実務の補助機能を担っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 社内重要規程類の一部改定
当社においては、内部統制システムに係る業務の適正を確保する体制を充実したものにすべく、重要規程類の制定及び一部改定につき、当事業年度において次のとおり実施いたしました。
- イ. 業務分掌規程（2019年8月1日一部改定）
 - ロ. 従業員等の各種就業規則（2019年4月1日、同年6月1日にそれぞれ一部改定）
 - ハ. 経理事務細則（2019年3月12日一部改定）
 - ニ. コンプライアンスマニュアル及びコンプライアンスヘルプライン細則（2019年7月1日一部改定）
- ② 内部統制に係る各種委員会の開催状況
当社は、当社及び主要なグループ子会社の取締役及び副本部長以上の使用人をもって構成するグループ経営会議を毎週開催しており、経営上重要な事項について協議する他、法令及び社内規程の遵守状況の確認や、リスク情報の共有・対応策の検討等を行っております。この他、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を開催し、定期的にグループ全体における法令遵守状況の確認やリスク情報の共有を図っております。
- ③ 子会社に係る統制環境の管理・内部統制監査等の実施状況
内部監査部門は、内部監査計画に基づき、子会社の内部監査を実施いたしました。
- ④ その他の事項に関する運用状況については、特段に記載すべき事項はありませんでした。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等に関して取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

- (1) 当社では、2006年6月29日開催の臨時株主総会において、剰余金の配当等を取締役会の決議によって決定することができる旨（定款第37条）の決議をいただいております。
- (2) 当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、業績の進展等を勘案しながら利益還元に努めることを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、適切な財務体質の強化と今後の事業展開に備え確保し、将来にわたる株主利益の向上に努めていく所存であります。
- (3) 期末配当につきましては、毎年9月30日最終、また中間配当については毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行うことができます。
- (4) 当社におきましては、定款第37条第3項の定めにより、会社法第459条第1項各号に規定された事項を株主総会の決議によっては定めないこととなっております。
- (5) 当事業年度の期末配当金につきましては、取締役会の決議により、創立20周年記念配当10円を含み1株当たり24円とさせていただきます。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,122	流 動 負 債	10,223
現金及び預金	7,959	買掛金	909
受取手形及び売掛金	1,669	短期借入金	53
営業投資有価証券	1,105	1年内返済予定の長期借入金	2,000
商 品	14	未払法人税等	303
原材料及び貯蔵品	87	退職給付に係る負債(流動)	97
短期貸付金	1,219	前受家賃	3,472
未収入金	1,900	賞与引当金	30
その他	1,459	貸貸管理契約損失引当金	15
貸倒引当金	△292	その他	3,342
固 定 資 産	18,807	固 定 負 債	18,844
有 形 固 定 資 産	4,299	長期借入金	16,076
建物及び構築物	2,373	繰延税金負債	18
土地	1,612	貸貸管理契約損失引当金	3
その他	313	退職給付に係る負債	192
無 形 固 定 資 産	8,667	資産除去債務	94
のれん	6,741	長期預り敷金	1,468
その他	1,925	長期預り保証金	174
投資その他の資産	5,839	その他	817
投資有価証券	1,489	負 債 合 計	29,068
長期貸付金	79	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	2,709	株 主 資 本	4,589
繰延税金資産	932	資 本 金	7,983
その他	960	資 本 剰 余 金	908
貸倒引当金	△333	利 益 剰 余 金	△2,448
		自 己 株 式	△1,853
		その他の包括利益累計額	18
		其他有価証券評価差額金	16
		為替換算調整勘定	1
		非支配株主持分	253
資 産 合 計	33,929	純 資 産 合 計	4,861
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	33,929

連結損益計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		45,934
売上原価		34,296
売上総利益		11,637
販売費及び一般管理費		9,582
営業利益		2,055
営業外収入	23	
受取配当金	5	
雑収入	46	75
営業外費用		
支払利息	134	
支払手数料	114	
持分法による投資損失	570	
貸倒引当金繰入	237	
雑損失	343	1,400
特別利益		729
固定資産売却益	135	
関係会社株式売却益	2,052	
投資の有価証券売却益	50	
受取のれのん発生の利益	310	
その他	1	
特別損失	92	2,641
固定資産売却損	318	
固定資産除却損	273	
店舗閉鎖損	73	
持分の変動損	13	
減価償却損	0	
事故の損失	15	
その他	1,150	
税金等調整前当期純利益	103	1,948
法人税、住民税及び事業税	345	1,422
法人税等調整額	722	1,067
当期純利益		355
非支配株主に帰属する当期純利益		82
親会社株主に帰属する当期純利益		272

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	7,983	784	△2,472	△1,853	4,443
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△249		△249
親会社株主に帰属する 当期純利益			272		272
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		—	△0	0	0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		123	△0		123
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	123	23	△0	146
当連結会計年度末残高	7,983	908	△2,448	△1,853	4,589

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	為 替 調 整	換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	0	0	0	0	103	4,546
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△249
親会社株主に帰属する 当期純利益						272
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					78	202
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	16		1	17	71	89
連結会計年度中の変動額合計	16		1	17	150	314
当連結会計年度末残高	16		1	18	253	4,861

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- イ. 連結子会社の数 30社
- ロ. 主要な連結子会社の名称 Apaman Property(株)
Apaman Network(株)

② 非連結子会社の名称

- イ. 当該子会社の名称 TKP International Limited
TKP MEETING AND CONFERENCE (M) SDN.BHD
(株)PSL
MARU(株)

ロ. 連結の範囲から除いた理由

TKP International Limitedは、支配が一時的であるため、連結の範囲から除外しております。また、その他の非連結子会社3社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- イ. 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 3社
- ロ. 主要な会社等の名称 (株)システムソフト
和太不動産股份有限公司
ecobike(株)

(株)システムソフトについては、同社の子会社5社に対する投資について持分法を適用して認識した損益が連結計算書類に与える影響が大きいため、当該5社の損益を(株)システムソフトの損益に含めて計算しており、持分法適用関連会社数は(株)システムソフトグループ全体を1社として表示しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- イ. 当該子会社の名称 Stasia Capital Thailand, Ltd.

- ロ. 当該関連会社の名称 (株)ヘヤシュ
軒先(株)
メブキ(株)
akibako-tech(株)
TRANSIBLE(株)

ハ. 持分法を適用していない理由
支配が一時的であるため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

新たに連結の範囲に含めた会社の名称及び変更の理由

会社の名称	変更の理由
RE-Standard(株)	新規設立のため
Mi LIFE(株)	新規設立のため
ファーストリビング(株)	新規取得のため
アパートセンター(株)	新規取得のため
(株)岐阜賃貸保証	新規取得のため
レンタルハウス(株)	新規取得のため
(株)ASK	新規取得のため
レンタル保証システム(株)	新規取得のため

連結の範囲から除外となった会社の名称及び変更の理由

会社の名称	変更の理由
(株)エイエス・サンプル	wepark(株)に吸収合併されたため
総合不動産ライフ通信(有)	(株)アメニティーハウスに吸収合併されたため
(株)全国賃貸保証	全株式売却に伴い連結子会社から変更したため

② 持分法の適用の範囲の変更

新たに持分法適用会社となった会社の名称及び変更の理由

会社の名称	変更の理由
ecobike(株)	株式売却に伴い連結子会社から変更したため

持分法適用会社から除外となった会社の名称及び変更の理由

会社の名称	変更の理由
(株)グランドゥース	株式売却に伴い持分法適用会社から変更したため

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Stasia Capital Hong Kong Limited (ステイジア香港)、百特豪世房地產諮詢(上海)有限公司(ベターハウス)及びAPAMANSHOP (THAILAND) Co.,Ltd.の決算日は12月31日、レンタルハウス(株)の決算日は7月31日、(株)ASKの決算日は2月末日、レンタル保証システム(株)の決算日は11月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しておりません。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

匿名組合出資金の会計処理（連結で消去される匿名組合出資金を除く）

(イ) 貸借対照表の表示

匿名組合に対する出資金については、営業目的の出資金を流動資産の「営業投資有価証券」に計上し、営業目的以外の出資金を投資その他の資産の「投資有価証券」に計上しております。

(ロ) 損益区分

営業目的で出資している匿名組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、「売上高」及び「売上原価」に計上しており、これに対応し、「営業投資有価証券」を加減する処理としております。営業目的以外の目的で出資している匿名組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、純額を「営業外損益」に計上しており、これに対応し、「投資有価証券」を加減する処理としております。

(ハ) 払戻し処理

出資金の払戻し（営業により獲得した損益の持分相当額を含む）については、「営業投資有価証券」または「投資有価証券」を減額する処理としております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品

主に最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

自社利用の有形固定資産については、主に定率法を採用しております。また、賃貸目的の有形固定資産については、主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～57年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ハ. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賃貸管理契約損失引当金
賃貸管理業務のサブリース事業において貸主への賃料保証による損失発生に備えるため、当連結会計年度末において賃料保証している物件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる物件について、損失見積額を計上しております。
- ハ. 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ロ. のれんの償却方法及び償却期間
原則として3年間の均等償却を行っております。ただし、事業計画等により効果の発現する期間を合理的に見積もることが可能な場合は、当該期間（最長20年）において均等償却を行っております。
- ハ. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	現金及び預金	6百万円
	建物及び構築物	1,283百万円
	土地	942百万円
	ソフトウェア	33百万円
	有形固定資産（その他）	11百万円
	投資有価証券	1,439百万円
	合計	3,718百万円
② 担保に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	357百万円
	長期借入金	2,995百万円
	未払金	268百万円
	長期未払金	812百万円
	合計	4,434百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,788百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
普通株式	18,278,060	—	—	18,278,060

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2018年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	普通株式	249,180,932円
配当原資	普通株式	利益剰余金
1株当たりの配当金額	普通株式	14円
基準日	2018年 9月 30日	
効力発生日	2018年 12月 6日	

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	普通株式	427,151,352円
配当原資	普通株式	利益剰余金
1株当たりの配当金額	普通株式	24円
	(内訳 普通配当14円 記念配当10円)	
基準日	2019年 9月 30日	
効力発生日	2019年 12月 5日	

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により行っております。また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、主に貸借契約に係るものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に営業投資有価証券、業務上の関係を有する企業の株式及び匿名組合出資等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主にMA資金、システム開発等に係る資金調達を目的としております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、担当部門が定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、運用方針の検討を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する権限規程等を定めた内部規程に基づき、取締役会承認後、管理本部にて行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、経理・財務規程に基づき担当部門が資金計画を策定・更新し、効率的な資金の調達及び運用を実施しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの及び重要性の低いものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	7,959	7,959	—
② 受取手形及び売掛金	1,669	1,669	—
貸倒引当金 (*)	△156	△156	—
	1,512	1,512	—
③ 営業投資有価証券	44	44	—
④ 短期貸付金	1,219	1,219	—
⑤ 有価証券及び投資有価証券	1,439	2,600	1,160
⑥ 長期貸付金	79	79	—
資産計	12,255	13,415	1,160
① 買掛金	909	909	—
② 短期借入金	53	53	—
③ 1年内返済予定の長期借入金	2,000	2,000	—
④ 長期借入金	16,076	16,076	—
負債計	19,039	19,039	—

(*) 受取手形及び売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- ① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 営業投資有価証券、④ 短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑤ 有価証券及び投資有価証券
上場株式については取引所の価格によっております。
- ⑥ 長期貸付金
長期貸付金の時価の算定は、個別ごとに、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に規定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また貸倒懸念債権については同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負債

- ① 買掛金、② 短期借入金、③ 1年内返済予定の長期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ④ 長期借入金
長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該価額によっております。
固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、新規の借入において想定される利率により割り引いて時価を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場証券 (*1)	1,233
出資金 (*1)	57
匿名組合出資金 (*1)	5
敷金及び保証金 (*2)	2,709
長期預り敷金 (*3)	1,468
長期預り保証金 (*3)	174

(*1) 非上場証券、出資金及び匿名組合出資金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」の表には含めておりません。

(*2) 敷金及び保証金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」の表には含めておりません。

(*3) 長期預り敷金及び長期預り保証金は市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」の表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,959	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,669	—	—	—
短期貸付金	1,219	—	—	—
長期貸付金	—	66	13	0

(注) 4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	53	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,000	7,917	8,057	101

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、政令指定都市を中心に日本各地において、主に事務所施設及び賃貸マンション等を所有しております。2019年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は91百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）、固定資産売却損は318百万円（特別損失に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
2,863	△819	2,044	2,420

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は新規取得（5百万円）、主な減少額は減価償却費（152百万円）及び売却（670百万円）並びに減損損失（1百万円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」を基に合理的な調整を行って算出した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 258円88銭
- (2) 1株当たり当期純利益 15円31銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,835	流動負債	8,132
現金及び預金	4,548	買掛金	0
売掛金	113	短期借入金	44
営業投資有価証券	122	1年内返済予定の長期借入金	1,920
前払費用	168	関係会社短期借入金	4,421
関係会社短期貸付金	3,276	リース債務	0
その他の金	1,735	未払金	1,358
貸倒引当金	△1,129	未払法人税等	9
固定資産	28,854	前受金	21
有形固定資産	1,543	預り金	322
建物	1,066	前受収益	8
構築物	14	その他の	26
機械及び装置	0	固定負債	16,834
車両運搬具	4	長期借入金	15,690
工具器具備品	34	繰延税金負債	172
土地	280	退職給付引当金	88
リース資産	0	資産除去債務	3
建設仮勘定	142	長期預り保証金	66
無形固定資産	86	その他の	812
ソフトウェア	18	負債合計	24,967
その他の資産	68	純資産の部	
投資その他の資産	27,223	株主資本	12,722
投資有価証券	7	資本金	7,983
関係会社株式	26,140	資本剰余金	785
敷金及び保証金	946	資本準備金	785
その他の金	191	利益剰余金	5,807
貸倒引当金	△62	利益準備金	118
		その他利益剰余金	5,689
		繰越利益剰余金	5,689
		自己株式	△1,853
		純資産合計	12,722
資産合計	37,690	負債・純資産合計	37,690

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		2,163
売上原価		445
売上総利益		1,718
販売費及び一般管理費		1,134
営業利益		583
営業外収益		
受取利息	72	
受取配当金	0	
貸倒引当金の戻入	307	
その他	3	383
営業外費用		
支払利息	188	
支払手数料	33	
その他	121	344
経常利益		622
特別利益		
関係会社株式売却益	861	
投資有価証券売却益	50	
その他	0	911
特別損失		
固定資産売却損	322	
関係会社株式売却損	7	
投資有価証券売却損	0	
関係会社株式売却損	93	
減損	1	
リース解約損失	0	
事故関連連損	291	716
税引前当期純利益		818
法人税、住民税及び事業税		4
法人税等調整額		△47
当期純利益		861

株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合		
当事業年度期首残高	7,983	785	—	785	93	5,102	5,196	△1,853	12,111
剰余金の配当						△249	△249		△249
利益準備金の積立					24	△24	—		—
当期純利益						861	861		861
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△0	△0				0	0
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0		△0	△0		—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	24	586	611	△0	611
当事業年度末残高	7,983	785	—	785	118	5,689	5,807	△1,853	12,722

	純資産合計
当事業年度期首残高	12,111
剰余金の配当	△249
利益準備金の積立	—
当期純利益	861
自己株式の取得	△0
自己株式の処分	0
利益剰余金から資本剰余金への振替	—
事業年度中の変動額合計	611
当事業年度末残高	12,722

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

匿名組合出資金の会計処理

(イ) 貸借対照表の表示

匿名組合に対する出資金については、営業目的の出資金を流動資産の「営業投資有価証券」に計上しております。

(ロ) 損益区分

営業目的で出資している匿名組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、「売上高」及び「売上原価」に計上しており、これに対応し、「営業投資有価証券」を加減する処理としております。

(ハ) 払戻し処理

出資金の払戻し（営業により獲得した損益の持分相当額を含む）については、「営業投資有価証券」を減額する処理としております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

自社利用の有形固定資産については、主に定率法を採用しております。また、賃貸目的の有形固定資産については、主に定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4年～57年
構築物	10年～45年
機械及び装置	8年～17年
車両運搬具	6年
工具器具備品	4年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----|
| 商標権 | 10年 |
| 自社利用のソフトウェア | 5年 |

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産に関する事項

① 担保に供している資産	現金及び預金	6百万円
	建物	1,036百万円
	構築物	2百万円
	土地	249百万円
	有形固定資産（その他）	11百万円
	合計	1,306百万円

② 担保に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	338百万円
	長期借入金	2,747百万円
	未払金	268百万円
	長期未払金	812百万円
	合計	4,166百万円

なお、上記の担保に供している資産以外に連結子会社3社から担保提供を受け、担保に供している資産は次のとおりであります。

	建物	39百万円
	土地	575百万円
	ソフトウェア	33百万円
	関係会社株式	2,480百万円
	合計	3,128百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,039百万円

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

	短期金銭債権	554百万円
	短期金銭債務	728百万円
	長期金銭債務	2百万円

(4) 貸出コミットメント契約

当社は子会社との間に貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当事業年度末における未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	5,930百万円
貸出実行残高	488百万円
差引額	5,442百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
売上高	2,025百万円	
営業費用	239百万円	
営業取引以外の取引高	1,216百万円	

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	480,087株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、関係会社株式の評価益であります。なお、評価性引当額は1,032百万円であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Apaman Network(株)	直接 99	役員兼任	経営指導料 (注) 1	811	—	—
				資金の借入 (注) 2	2,100	関係会社 短期借入金	1,922
				資金の返済 (注) 2	1,173		
				株式の担保受入 (注) 3	2,480	—	—
				債務被保証 (注) 5	19,000	—	—
子会社	Apaman Property(株)	直接 99	役員兼任	経営指導料 (注) 1	410	—	—
				業務委託報酬 (注) 8	493	未払金	533
				資金の借入 (注) 2	4,770	関係会社 短期借入金	2,499
				資金の返済 (注) 2	4,500		
				建物等の担保受入 (注) 4	39	—	—
				土地の担保受入 (注) 4	575	—	—
				債務被保証 (注) 5	24,700	—	—
子会社	(株)あるある City	直接 100	役員兼任	資金の貸付 (注) 6	90	関係会社 短期貸付金	1,011
子会社	(株)アライアンス パートナー	直接 100	役員兼任	資金の貸付 (注) 6	214	関係会社 短期貸付金	2,051
子会社	(株)アパマンショップリーシング 北海道	直接 100	事務所の賃貸	業務支援費用 (注) 7	282	—	—

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	fabbit(株)	直接 62	事務所の賃貸	業務委託報酬 (注) 8	189	—	—
関連会社	(株)システムソフト	直接 35	役員の兼任	業務委託報酬 (注) 8	189	—	—

- (注) 1. 経営指導料は、グループ運営費用を基に決定しております。
2. 短期借入金については、当座貸越契約に基づくものであり、借入利率は市場金利を勘案して決定しております。また、返済条件は期間1年、担保の差入れはありません。
3. 担保の受入については、当社の銀行借入に対するものであります。
4. 担保の受入については、当社の銀行借入及び割賦未払金に対するものであります。
5. 当社の借入債務に対し、連帯保証を受けているものであります。
6. 短期貸付金については、当座貸越契約に基づくものであり、貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。また、返済条件は期間1年、担保の差入れはありません。
なお、(株)アライアンスパートナーへの資金の貸付に対し852百万円の貸倒引当金を計上しております。
7. 事故発生子会社に対する支援費用であります。
8. 子会社株式売却による事業移管に関連して発生する業務委託報酬であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 714円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 48円38銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月15日

A P A M A N 株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田尻慶太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島津慎一郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、A P A M A N株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A P A M A N株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月15日

A P A M A N株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田尻慶太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島津慎一郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、A P A M A N株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、A P AMAN株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が、作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月15日

A P A M A N株式会社 監査役会

常勤監査役 山 崎 孝 昭 ㊟

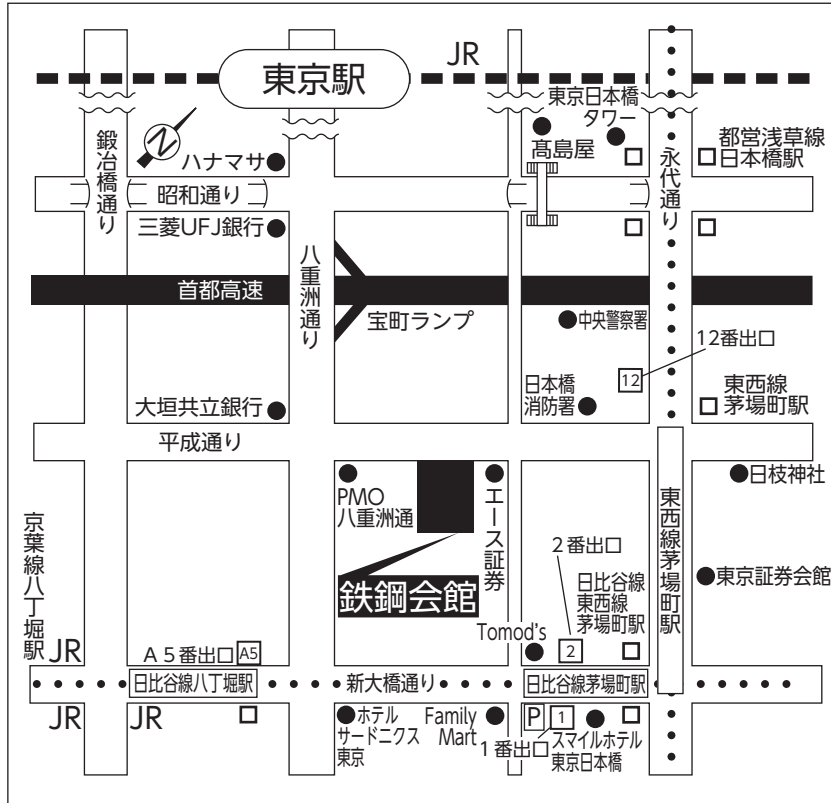
社外監査役 有 保 誠 ㊟

社外監査役 山 田 毅 志 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室
T E L：03-3669-4855



交通のご案内

- 東 西 線「茅場町駅」(12番出口) 徒歩約5分
- 日比谷線「茅場町駅」(1番出口) 徒歩約5分
- 日比谷線「八丁堀駅」(A5番出口) 徒歩約5分

■駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。